

第8章 計画におけるその他の取組事項

1 計画の評価及び見直し

(1) 個別の保健事業の評価・見直し

個別の保健事業の評価は、毎年度行うことを基本として、計画策定時に設定した保健事業ごとの評価指標に基づき、事業の効果や目標の達成状況を確認します。

また、目標の達成状況が想定に達していない場合は、実施方法や実施体制が適切であったか等を確認し、目標が達成できなかった原因や事業の必要性等を検討し、次年度の保健事業の実施や本計画の見直しに反映させます。

(2) 個別保健事業の評価に基づく本計画全体の評価・見直し

本計画の最終年度のみならず、進捗確認のため、令和8年度に中間評価を行います。

また、計画最終年度の令和11年度には、次期計画の策定を円滑に行うための準備も考慮しながら評価を行います。

2 計画の公表・周知

本計画は、広報、市ホームページ等で公表するとともに、様々な機会を通じて周知・啓発を図ります。

また、医師会・歯科医師会・薬剤師会等の関係団体を通じて、市内の医療機関等にも周知します。

3 個人情報の取り扱い

本計画の実施に伴う個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報の保護に関する各種法令等、ガイドラインに基づき、保有する個人情報の適切な取り扱いが確保されるよう措置を講じます。

また、業務を外部に委託する場合も同様の取り扱いがなされるよう委託契約書類に定めるとともに、委託先に対して必要かつ適切な管理、監督をするなど、個人情報の取り扱いについて万全の対策を講じます。